

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

シンガポールのデクロランプラスおよび UV-328 の禁止規制の適用除外用途

2) 内容

2024年11月12日、「シンガポールにおけるデクロランプラスおよび UV-328 の適用除外の更新に関する回覧」が発表され、2025年2月26日より始まるデクロランプラスおよび UV-328 の禁止規制についての適用除外を定めた。環境庁 (NEA) は、デクロランプラスおよび UV-328 の一部の用途について、現時点で実行可能な代替品がないというフィードバックに基づき、附属書 I に適用除外を新たに定めたが、今後も見直しは予定されている。

本回覧の附属書 I において設定された適用除外は、デクロランプラスおよび UV-328 のいずれも末尾に、接着剤、充填剤、プラスチックの記載がある。

3) SEAJ コメント

本回覧の附属書 I において設定された適用除外用途に関しましては、各社でご判断ください。

4) 添付情報・資料

・なし

5) 関連情報

・回覧原文:

<https://www.nea.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/updates-on-exemptions-for-dechlorane-plus-and-uv-328-in-singapore.pdf>

・「健康製品法 (Health Products Act)」原文: <https://sso.agc.gov.sg/Act/HPA2007?WholeDoc=1>